第33号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別 紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を 求める。

令和元年6月6日 提 出

大山崎町長 前川 光

専 決 処 分 書

平成30年度大山崎町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第 179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月25日

大山崎町長 前川 光

平成30年度大山崎町一般会計補正予算(第6号)

平成30年度大山崎町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月25日 専 決

大山崎町長 前川 光

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金	額
8 土木費	1 土木管理費	東の口雨水排水路改修事業		千円 17, 525